公益社団法人四街道市シルバー人材センター

個人情報保護会議設置要綱

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 個人情報保護会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター(以下、「センター」という。)個人情報保護規程第30条第2項の規定により、センター個人情報保護会議(以下、「会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所堂事項)

- 第2条 会議は、次の項目について検討又は審議するものとし、理事会決議を代替することはできない。
 - (1) センター個人情報保護規程第30条第1項の定めによること
 - (2) その他、理事会並びに三役会で諮問を必要とされたこと

(委員及び選出)

- 第3条 会議は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 委員長

副会長

(2) 副委員長

監事、常務理事

(3) 会員

若干名

2 委員は、委員長の推薦により会長が委嘱し、理事会に報告する。

(委員長の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 委員長に事故等があるときは、副委員長がこれにあたる。

(開催)

第5条 委員会は、会長又は委員長が必要と認める場合に開催する。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の 終結の時までとし、再任を妨げないものとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は必要に応じて、会議に委員以外の者を参加させて意見を求めることができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会での検討又は審議の結果を会長に報告するものとする。

(報 酬)

第9条 報酬は、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定め、理事会に 報告するものとする。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程(第9条第1項)は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー 人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行 する。